

第4回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：平成28年7月25日（月）14時～16時

場所：ときわ会館5階 中ホール

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 第3回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）の承認
 - (2) 基幹相談支援センターの在り方に関する検討に係るヒアリング結果について
 - (3) 障害者相談支援指針の改訂について
3. そ の 他
4. 閉 会

配布資料

- ・ 第4回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ・ 第4回さいたま市地域自立支援協議会 座席表
- ・ 第3回さいたま市地域自立支援協議会会議録（案）
- ・ 資料1 基幹相談支援センター在り方検討ワーキングチームによるヒアリング報告書
- ・ 資料2 障害者相談支援指針の改訂について
- ・ 資料3 コーディネーター連絡会議報告事項

出席者

委 員・・・大須田委員、嶋田委員、杉山委員、遅塚委員、野崎委員、服部委員、
三石委員、宮部委員、宗澤委員、山口委員

事 務 局・・・吉野課長、山田課長補佐、梶原主査、岡田主査、佐藤主任、石垣主事、
新井主事

1. 開 会

(宗澤会長)

それでは定刻となりましたので、第4回さいたま市地域自立支援協議会を開催させていただきます。

まず今回の委員の皆様の出席状況の確認です。出席委員が10名、欠席委員が2名で過半

数の方が御出席されておりますので、本日の会議は成立しております。

続きまして会議の公開についてですが、この協議会はさいたま市情報公開条例第 23 条によって、原則公開することと規定されております。傍聴人について確認させていただいたところ、本日すでに 3 名の方が傍聴を希望されているのに加えて、あと 1 名傍聴したいとの申し出が事務局の方にあると聞いております。これらの方々全てにつきまして、傍聴を許可したいと存じます。ここで審議に入ります前に、事務局より説明事項があるとのことですので、事務局に説明をお願いいたします。

(事務局)

障害支援課課長補佐兼審査指定係長の山田と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

本日お配りした資料といたしましては、

- ①② 第 4 回さいたま市地域自立支援協議会 次第及び座席表
- ③ 第 3 回さいたま市地域自立支援協議会会議録 (案)
- ④【資料 1】 基幹相談支援センター在り方検討ワーキングチームによるヒアリング報告書
- ⑤【資料 2】 障害者相談支援指針の改訂について
- ⑥【資料 3】 コーディネーター連絡会議報告事項

以上でございますが、よろしいでしょうか。

次に、本日の協議会の開催に当たりまして、障害支援課長の吉野より挨拶を申し上げます。

(吉野課長)

みなさま、こんにちは。障害支援課長の吉野でございます。皆様方におかれましてはお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本年 4 月 1 日付けでさいたま市の組織改正がございまして、昨年度までの障害福祉課は障害政策課と障害支援課の 2 課に分かれました。さいたま市地域自立支援協議会の事務局は、障害支援課が引き継ぐこととなりましたので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

昨年度より、本協議会では、基幹相談センターのあり方についてワーキングチームを組んでいただき、本市の相談支援体制について整理をさせていただいているところでございます。

これまでも、障害者相談支援指針の策定など、本市の障害福祉施策に多くの御尽力をいただいております。引き続き、本協議会での闊達な御議論をお願いしたいところでございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、新しい委員の御紹介をさせていただきたく存じます。本日は年度が改まって最初の協議会となっております。人事異動により保健所精神保健課課長補佐兼相談・支援第1係長の清水委員に代わり嶋田委員に御参加いただくことになりましたので御紹介申し上げます。嶋田委員、一言御挨拶いただければ幸いです。

(嶋田委員)

さいたま市保健所精神保健課相談・支援第1係長の嶋田と申します。今年度から参加させていただくこととなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。その他の皆様におかれましては昨年度からの引き続きということで、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの説明事項は以上です。宗澤会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

(1) 「第3回さいたま市地域自立支援協議会会議録(案)」の承認

(宗澤会長)

それでは私の方でこれから議事の方に入らせていただきます。

まず、前回の協議会の会議録(案)についての承認を求められています。これにつきましては、事前に事務局よりお送りいただいておりますので、皆様からこの場で特に修正の御意見がなければ議事録として承認することといたしますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

《 承 認 》

では、承認いたしました。ありがとうございます。

(2) 基幹相談支援センターの在り方に関する検討に係るヒアリング結果について

続いて議題の2番目、基幹相談支援センターの在り方に関する検討にかかるヒアリング結果についてということです。これは事務局からまず御説明をいただきます。

(事務局)

それでは基幹相談支援センターの在り方に関する検討にかかるヒアリング結果について、資料に沿って説明させていただきたいと思っております。申し訳ございませんが着座にて説明させていただきます。資料につきましては、資料1「基幹相談支援センターの在り方に関する検討にかかるヒアリング結果について」を使用いたしますので、御準備ください。

昨年度から引き続きまして、基幹相談支援センターの在り方ワーキングチームによる基幹相談支援センター、及びさいたま市の相談支援体制についての整理を行っております。昨年度に、資料後ろに添付しております、相談支援体制チェックシートに各機関の担っている業務や機能について支援課と障害者生活支援センターにチェックをしていただきました。チェック項目によっては、どの機関が担っているのかをはっきりとチェックをつけられないといった意見が出されていまして、今回支援課と支援センターにその詳細を伺うべく、ヒアリングを実施いたしました。チェックシートにおいて、両方で書いてある回答についての質問を中心にヒアリングを行いました。支援課は10区全区、支援センターは大宮、見沼、中央以外の7区を回りました。今後ワーキングチームは地域生活支援部会へ議論の場を移し、ワーキングのメンバーも引き続き部会の委員として御議論いただくことになっております。部会の開催については、事務局としましては9月から10月頃を目処に打診を考えておりますが、本協議会において中間報告としてヒアリング結果の報告をさせていただきます。資料の方は議員の皆さんに事前にメールでお送りしたものと若干変更されております。ヒアリング結果の分析についてはこれから部会の方で行っていただくことでありまして、先ほどの分析結果について担当者感として記したものでございますので、御参考までに留めておいていただければと思います。本協議会での資料につきましては各支援課、支援センターから頂いた回答をそのまま記載しております。

それでは報告書の説明をさせていただきます。まず、ヒアリング報告書は支援課と支援センターの2つに分けて取りまとめました。支援課の回答について御報告いたします。1番のチェックシート項目の支援課と支援センターの間で認識にかい離がある回答についてですが、専門性が高いケースへの対応の項目にかい離が見られ、専門性が高いケースの対応は支援センターがすべきとの回答がありました。支援課は専門性がなく、対応できないからといった理由からのようです。自機関の役割は法律や制度に定められたサービスなどの手続きに関するを中心に行うものと多くの課から回答がありました。ケースワークの比重としては区によって認識に違いがあるようです。ただ、全区で人員体制が不足しているとの答えがあり、人が増えたら訪問を増やしたいと答えた区も全区でございました。ソーシャルワークについてはそれぞれの区でその認識に異なりがあるようです。多くの区で基幹相談支援センターの役割についてはほとんどわからないといった回答がございました。基幹相談支援センターは支援センターに対しての機能を果たすものであるとの認識と、支援の現場においては専門的知識や助言等は支援センターから受けているので、役割、機能といったことについてはあまり意識していないとの発言もありました。虐待の対応については、支援センターと連携しているとの回答がありますが、対応に際して具体的に助言をしてくれる機関が欲しいとの意見も出されております。人員体制については、区の事務量も多く、窓口での手続きも多くの時間を割かれるためにケースワーク業務まで十分に手が回らないのが現状のようです。人事異動のサイクルが3年から4年となっており、人材育成の面からも知識、経験不足に拍車をかける要因となっているということでございます。

多くの区が、経験年数の如何にかかわらず、職員の知識、経験不足を訴えており、専門的な知識を得たいとの意見が多く聞かれました。

一方、支援センターの意見ですが、チェックシート項目の書いてある回答については専門性が高いケースへの対応の項目に意見がおかれ、支援課の意見とは逆に支援課が中心になってやってほしいとの意見がありました。行政機関が中心となった方が他機関との連携がとりやすいといった理由からとのこと。自機関の役割としては支援課、支援センター共に仕事内容はそれほど変わらないといった意見や、行政で動きづらいところを支援センターが請け負うといった回答が出されました。他機関に期待する役割や連携に関する課題については、支援課には支援センターと同じように動いてほしいといった意見があり、また支援課以外の機関については連携が取れている機関とそうでない機関があるようです。ソーシャルワークについては、多岐にわたる様々な相談について対応されており、その中でも金銭管理などの対応については困る場合があるそうです。虐待対応については支援課と連携して対応し、支援センターは通報を受けるケースが多く支援センターが中心になって動いているようです。業務体制については計画相談事業が始まったことにより業務量がかなり増えたということで、一般相談にも影響しかねない事態となっているとのこと。専門性については、難病や強度行動障害児童の療育について見識を高めたいといった意見も出されております。地域の事業所の支援や、支援の質の向上については、各区で行われている相談支援連絡会議を通じて、相談支援事業や就労系の事業所、児童の事業所などと連携をとって情報交換等の取組を行っているとの回答がありました。資料1の説明については以上でございます。

(宗澤会長)

ありがとうございました。それではただいまの事務局からの報告に関しまして何か御意見御質問等あれば、承りたいと思っておりますがいかがでしょうか。はい、宮部さんどうぞ。

(宮部委員)

育成会の宮部と申します。よろしくお願いいいたします。事前に頂いた資料を読ませていただきまして支援課のまとめを読むと、制度に関する事だけとか、会議で決まった役割分担をなんとかという文言が結構あって、保護者の側からすると支援センターがあったとしてももしかしたら最初に「どうしたらいいのだろう」ということで窓口に向かうところは支援課だと思うわけです。その時に制度に関する事しか答えないと、会議でやったものしかやらないとなると、相談に行った保護者は「どうしたらいいの？」というところが出てくるのではないかと思うのですが、このことについてはどうなのでしょう。

(事務局)

それについては事務局の方でも非常に気になっているところでありまして、私も以前ケ

一スワークを5年間やっていたのですが、その辺の認識のずれが若干区によっては徐々に出てきているようなところでありまして、その対策については事務局の方でも考えておりまして、障害者の制度について全く知らない方が来た時も相談の場として、支援センターと同じようなレベルにどうやって持ち上げようかというか、どうやってそこまでしてもらおうかというところは非常に悩ましいところなのですが、現状として、各区の支援センターの認識がそういうふうになっておりますので、それについては窓口に来た時にいきなり「わからないから支援センターに行ってください」とかそういった案内はしないようには話しておりまして、当然話の内容を聞いて、もし分かる人がいなければ改めて連絡をさせていただくとかするよという形でなるべく話してはいるのですが、今回の結果は本当に事務局から本音を話してくれないかという話で話してもらったところがあって、若い職員から結構そういう意見が出てきたものですから、それについては認識を改めるようにこちらの方で考えていきたいと思っています。

(宗澤会長)

事務局が言いづらい点もあるのではないかと思いますので、私が率直に思っていることを言います。一般行政で採用された方がいわゆる福祉事務所というか支援課というか、高齢とか児童の領域に回ってきて、対人支援をしなければならないという時に、人事異動で3、4年のサイクルで回ってきているという問題は、もうずっと数十年にわたって、全国の自治体の問題として、指摘されてきたことで、ある特定の時期と言いますか、20世紀の後半あたりにその現場で培った対人支援のノウハウをベースに障害、高齢、児童の領域の課長とか係長になっていくそういう人事の回り方を始めた時期もあったのですけれど、20世紀の終わりから例えば、遅塚さんにもう一度確認したいのですけれど、私が埼玉県の地方分権大学みたいな所に呼ばれた時に、要するに、社会福祉主事みたいな資格も無用であるという上申書を埼玉県は国に対してあげているのです。つまり、行政職員はジェネリックなのだ、特定の専門性をもって動いて行くものではないのだ。だから、特定の専門的な機関以外の所で一般行政の窓口みたいなところに該当するような所で、そんな対人サービスの専門性を持った職員を充てていくということ自体をむしろ制度的には否定してきたのです。だから、この後に虐待防止部会の会議を控えているのですが、私がさいたま市の虐待防止研修を引き受けてきた具体的な経験の中で直面したことというのが、研修で課長が私の目の前で寝ているのです。当時の西区の支援課長です。それから、南区の高齢介護課長なんて、私のパワーポイントの資料を見て、「パワーポイントの使い方がいかに下手な奴かということが分かった。」というそれだけの感想文を書いてくるのです。つまり、専門性がないのにやる気あるわけじゃない。みたいな、そういう態度が完全に表に出ているような状態で、支援課にソーシャルワーク機能というのを、今の人事のシステムのまま期待するというのは、私は不可能だと考えます。つまりこれは、さいたま市当局が今の支援課に求められているものというのを自覚しているのであれば、それに相応しい資質を持つ

た人材が適材適所に配置されるようなそういう人事システムを構築していただく以外に道はないというふうに考えるのですね。それは、だましましとにかく窓口に来た人に対してすぐに支援センターに行けって言うなどかね。そんなこと言ったところで支援課の職員の資質が上がることには繋がらない。だって3、4年我慢すれば良いのだから。場合によって、例えば、子どもの問題で難しいことになれば、児童相談所みたいなどころがあるわけでしょ。だから、未成年の支援センターみたいな物と成年の支援センターみたいな物を行政機関の一環として、ちゃんと設けるといふかね、成年の後見センターに就く人については、ちゃんとソーシャルワーク機能に関する専門性を持った職員を配置できるような制度的担保をしていただきたい。これしかないと思います。吉野さんなんか腹の中ではそうだと思っているはずなのですよ。だけど、要するに人事システムのことだから、障害福祉課だけでは変えられないわけです。だから、これは、議事録に留めて下さい。然るべき所に、福祉部長か局長に一度伝えて頂きたいというふうに思います。要するに、窓口においてもものすごい不信感を持たれているという現実がある。それから、さっきの虐待対応の問題で言えば、私が事例検討の中で指摘し、目の前で指摘しているにも関わらず、さいたま市の高齢者障害者人権擁護センターの弁護士までね、虐待だと指摘しているのにも関わらず、4年間虐待認定せずにほったらかしにしている支援課長もいるのです。つまり、もうこれは付ける薬が無いわけです。普通の対応で私は克服できるという展望を持ってないのです。だから、このことについては、人事システムの問題として、どこかで御検討いただきたいというふうに思います。他いかがでしょうか。

(大須田委員)

中央区支援センターの大須田です。今回お忙しい中、障害支援課の方と昨年末から何度か一緒にヒアリングの方に同席させていただきました。私もこの根底にあるのは、法律がそもそも措置制度から契約制度に変わって、支援課の法的責任が大きくそこで変わってしまったのだなという実感をまずは率直に思いました。そして支援センターの方も計画相談が始まって、とても責任があるので、業務量もそのことで増えているし、本来声が挙げられない人に支援がなかなか届かないというジレンマを抱えているということも改めて今回ヒアリングに同行させていただいて分かりました。支援センターは、民間という立場で柔軟に動きやすいというメリットがあるので幅広くいろいろな方の相談を受けられるのですが、虐待であるとか行政の権限というか、そこが上手く繋げる、補う仕組みが必要だなどというふうに改めて感じています。今回、このあと、提案される相談支援指針の改訂でよりそこを反映できるといいなというふうに思っています。

とはいえ、例えば、障害者総合支援センターは市の直営で就労支援と発達障害の支援機能を持っていて、直営の意味の大きさというものを私自身は日常的に感じています。さいたま市という看板があるので、就労支援の企業の開拓や連携でも踏み込みやすい部分とか、発達障害の方の支援だとなかなか医療機関と教育機関って民間の私達が行ってもなかなか

入れてもらえない。とても壁を感じるのですが、そこに市の看板があることで踏み込みやすいついといろいろなメリットがあって、意義が大きいなと思っていて、そこには一定程度経験された専門職の方を配置されていると思うので、そういった観点で支援課の今後の人事体制というところもどのぐらい進められるかはわかりませんが、必要なことだとは思いますが、すぐには実現できないと思うので、それを補完できる仕組みというものを部会のほうで考えていけると良いかなというふうに感じました。

(宗澤会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(遅塚委員)

日本社会福祉士会の遅塚と申します。今回の調査が、調査としていろいろな事実が明らかになったということで、たぶんこれからの話なのだと思いますけれども、支援課の側と相談支援センターの側で、これほどに基本的な部分で見方の違いがあるという事実がせっかく明らかになったわけなので、これからどうするのか。要するに基幹相談支援センターの在り方という話ではもはやなくて、それぞれの区でどうやって市民のための相談をしていくのかというのを支援課側と支援センターさんとでちゃんとお互いの役割分担とかそれぞれの機能があるからどうやって一緒に協働して補っていくのか、ということをしなきゃいけないという事実がたぶんこれで明らかになったのだと思うのですが、そのあたりこれからこういうふうな具合にやっていこうとか計画や見込みがもしあれば教えて頂きたいと思うのです。後もう一つ2点目で先ほど異動の周期の話が出てきていたのですけれど、10区あるわけなので支援課から支援課みたいな、支援課2回目だとか3回目だとかそういう異動と、支援課は1回来たらこれで終わりみたいな異動と両方あると思うのですが、さいたま市の場合は、支援課歴はどの程度が普通なのでしょうか。すみません2点よろしくお願いたします。

(事務局)

先ほどの1点目ですが、遅塚さんのおっしゃるとおり支援センターと支援課の認識の乖離は非常に悩ましいところなのですが、現状どうやって行きたいという具体的な策が今のところございませんので、こういった場をお借りして皆様の御意見や御知恵をお借りできればと考えております。当然のことながら、支援課の職員が必ずしもそういう人間ばかりでは無く、利用者側の立場に立って考えて支援するという人間ももちろん多くいます。そうではない人間も中には若干いるかもしれませんが、その辺についてケースワーカーとはどちらが正しいのかという回答もなかなかないのですが、私達の中ではこうあるべきだという理想像ももちろんあります。ただ、それを押し付けて「やれ」と言っても、心のこもってないケア、例えば何か話しかけるのであったとしても、本当に教科書どおりの棒読

みで聞いたりすると、心から心配をして話をするのでは全く違ってきますし、その辺を上手く伝えていきたいなというふうに考えています。ただ、実際のところこうしていきたいというものが今のところ無く、早急に何とかしなければいけない課題だなという認識を持っております。

また、支援課のことについては、基本的に支援課から支援課に異動するということは実際のところほとんどないです。支援課から障害支援課だとかという本庁の方に異動していくとか、本庁の方から支援課の方に異動するということはあっても、その後また支援課に異動するというのは本当に稀で、うちの課長のように障害一筋というのは、あまりいないパターンです。ただ、最近の傾向として昔は全く関係の無い部署へ異動されておりましたが、支援課から障害支援課だとか障害支援課から支援課とか、支援課の人が課長になったり係長になったりという若干前に比べるとその辺は考えているのかなという異動が見受けられます。少し補足をさせていただきます。

障害支援課岡田です。この在り方ワーキングの担当をさせていただいております。今回の報告でかなりはっきり意見を掲載したのですが、事務局としては問題意識を少し支援課の方にも感じてほしいし、障害支援課の方が支援課とは別でということではなく、もう少しこの機会に考えていこうということで、結構厳しい形ではありますが、言葉として載せました。ヒアリングをしていく中で、相談支援指針の虐待のところは見るけれども、冒頭の相談支援のところについてはおそらくほとんどの支援課の職員が目を通してないのか、目を通していてもそこを振り返るという機会が今持っていないのかなというところが実感としてあります。後で議題にも上がりますけれども、相談支援指針の改訂というところでその辺の利用を、使い方というところを含めて検討して頂きたいと考え議題として挙げさせていただいたところです。研修だとかというところは今具体的にはないのですが、支援課の職員を集めて相談支援指針を教材に何か集まってということが考えられないかなというふうに思います。我々公務員なので基本的には皆さん仕事に実直に向き合っているのですが、全体の奉仕者ということで全体に公平にというような意識が強くなると、自分たちの仕事が障害者の方たちを支援する立場というのが少しおざなりになってしまうのかなというところがありますので、その辺についても自分たちの仕事というのが誰のための仕事なのかというところをもう一度立ち返るような、そういう場を持ちたいなというふうに考えております。

(遅塚委員)

ありがとうございます。少し予想と違うお答えだったので、まず支援課が現状とても悪い、なんとかしろという具合には私は感じていません。行政の職員がしっかりと責任をもって仕事をするというものと、たぶん支援センターの職員さんがしっかりとした支援と仕事をするということは、微妙に違うことだと思っております、どうしても行政職員は

中立・公正であったりとか、しっかりとした基準をもって最終的にいわゆる決定をするという責任が伴いますから、そこは必ずしも全く同じ基準でレベルの比較をするものではないとは思っております。ただ、役割が違う機関があるからこそ共同してお互いに必要なものを補い合いながら一緒に仕事をしてかなきゃいけない場合があるわけです。だからここで一回言葉の上では一見ものすごいかい離があるように見えますけれども、私は意外と本音で話し合ったらもう少し近くなるかもしれないという希望を持っておりまして、例えばどの辺かという専門性の高いケースとかあるいは虐待のケースと言っても、こういう聞き方をされるとたぶん行政の職員は自分たちに出来ない部分が頭に浮かんでしまって「いや全部背負うのはできないからぜひ支援センターさんに」とかたぶん言っちゃうのでしょうし、支援センターさんの方も「行政逃げるな」という言い方になっちゃうと思うわけです。ただ、例えば宗澤先生御専門ですが、虐待の方の支援をしていくときに行政がどうしてもやらなきゃいけない部分というのは支援センターのような現場のソーシャルワーカーさんがしっかり支援をしていく部分ってたぶん中身微妙に違うはずだと思うのですよね。ただ、違うという部分でただ行政が話を聞かないとか「責任取らない」と言っちゃうたらそれはもうまるっきりお話にならないですが、しっかりと一緒に動いたり話を聞いたり、あるいは法律問題が絡んだり財産が絡んだりするときはちゃんと一緒に動くとか、保護の場面だったらちゃんと決定には主体的に関わるとかという役割は当然行政にありますし、そうではない虐待を受けている方とかあるいはその御家族のしっかりとした支援を組み立てていく部分は支援センターの方が得意でしょうし、そこはやはり役割分担でやっていかないといけない。ただどうしてもこういうそんなに時間をかけて聞いてもらえないヒアリングの場面では割と表面的な答えになっちゃうのでしょうけれど、しっかり自分たちがどのようなイメージを持っているのかということ支援課さんと支援センターさんでしっかり話し合わなきゃいけないという状況をこの結果は示しているのだというイメージを持ったので、せっかく実態を明らかにするという大変良いことをしたわけですから、こういう結果が出た以上は地域のためにお互いどのような役割分担でやるのかということ話し合うきっかけとして使えばこのヒアリングが生きるのではないかと、思ってその辺の方向性を言ってほしかったわけです。どのように転ぶかはわかりませんが、それぞれの区でもまたいろいろな形で協働している会議などをたくさん持っておられるとは思いますが、とりあえず現状でこのようない離が出ている以上は、お互いのイメージをもっと交換するような方向性を持っていただきたいなと私は思っております。

(宗澤会長)

私はもう少し深刻な事態の見方をしております。さいたま市の場合には、さいたま市の障害者の相談支援体制の始めの段階から障害者生活支援センターと各支援課の共同業務として相談業務を進めてきました。これははっきりしていたわけです。それ以来一貫して、実は今日明らかになっているような、支援課と支援センターのギャップというようなもの

が、具体的な課題はその時々に応じて違ふと思えますけれども、あつたというふうに思います。それを改めてまとめた形でヒアリングをして、今いったいどういう違いが出ているのか、というのを明らかにしているのがこの報告書だと思うのですが、つまりこれまでの間に相談支援業務というのは支援課と支援センターの共同業務だということがはっきりしながら、明確に位置づけられながら、いつもどことなく上手くいっていないというところでその時々努力をして、そのために相談支援指針も作った上で現状があるわけです。だからいろいろな努力がこれまでに無かったわけではなくて、相当色々あって、特に虐待のことについて言及すると、支援課よりも高齢介護課あたりの方がもっと深刻です。

社協で実施している虐待の防止研修をすると地域包括から山のように相談が来るわけです。その相談の中身というのは、高齢障害者権利擁護センターのスーパーバイズ事業で弁護士とかが示唆している、そこでケースを受けて「直ちに虐待認定をして介入しなければならない」とした大半のケースが、某区ではすべて虐待認定されずに包括支援センターの方に「支援の厚みを増やしてね」と言って終わっていると。だからその区では高齢者の虐待ケースが0件という統計になっていると。こういう実態に近似した障害者のケースもあるということを現場から耳にするわけです。つまり、支援課の職員個々の中に地域住民や障害のある人たちに対して心を寄り添わせようとしないう人たちがばかりだとかそういう問題ではなくて、今の仕組みの問題がギャップを拡大してしまっているとした私には思えないわけです。

だから例えば個人的な印象でするので間違っていたらごめんなさい。退職間際に高齢介護課長や支援課長をやっている人というのは、言うなれば大過なく過ごしたいだけなのです。だから、虐待ケースの様に、場合によっては、虐待認定された人とバッティングを起こすというふうな所に持っていきたくないという本音の所が強く働くと、とにかく問題にならないように安生にやってねというふうな形に運んでいくということは、どこの世界でもあるわけです。例えば、学校の中にある体罰事案も同様です。退職間際の校長がいるような所では、必ず、「できる限り問題が表に出ないように持って行け。」というベクトルが常に働きます。だからそういう仕組みの問題がいくつもあつた場合、現実に明らかに虐待ケースだと言っているにも関わらず、それが放置されていくというふうな事態はもう理解しようがないわけです。だから、私はそこに実行的な手立てというものを今どういうふうにかえることができるのか。これが鋭く問われている問題なのではないかというふうに考えています。

ただし、障害者の相談支援業務をさいたま市で始めた当初から、共同業務として位置付けてきたからこそ、今この課題を話し合うことができるのです。つまり、これは本市独自の取り組み方であつて、他市においてはそうはなつてないわけです。だから、本市の独自の取り組みである共同業務として、相談支援を進めていく。特に、この間措置費制度が主流であつた時代が終わつて以降、権利擁護に関わる決定というのが非常に重要な役割を持つようになってきているというふうに私は理解していて、そこに行政が果たさなければなら

い必要不可欠な役割があるという意味では、遅塚さんがおっしゃったように支援センターの人と全く同じ役割を背負うのではないというか、そこでそれぞれの役割を活かしながら、全体として相談支援業務をどう進めていくのかということが求められている。問題は、それを担保する仕組みだと思うわけです。だから次の議題にある相談支援指針の改定について、申し訳ないけれども、私はあんまりやる気ないです。だってもう、相談支援指針作って改訂して改訂して改訂して、それで、このギャップは埋まらないとなったら、改訂していいのでしょうか。すごい労力をかけているのにという気がするわけです。改めて遅塚さん御意見ございますか。

(遅塚委員)

宗澤先生がおっしゃったとおり現場の人間、支援課の先ほどのアンケートの説明を聞いていても、自分たちの業務について技術的な部分が色々足りないという思いを抱いているわけですから、それはそれで仕事をしたくないという意味ではないとは思いますが。ただ、共同業務でやっていくという大きな方針が了解されていても具体的な一つひとつの流れを確認しながら共同の役割分担をしなくてはいけない部分がたぶんどこかにいつてしまって、忙しい中でやらなくなっていったというのと、昔と違ってあまり行政の現場がなくなってしまったので、正直よくわからないからという思いの部分とが混然一体となり、あまり丁寧でない対応がきっと増えているのだろうなと思うのですが、私は自分がずっと行政マンだったせいもあって、職員一人ひとりの物というのは現実にはあるけれど、解決の時にそこに焦点を当てては何の解決にもならないから、先生のおっしゃるとおりしっかりシステムを作らなきゃいけない、頑張りやすいシステムを作ってあげなきゃいけないなどはすごく思うところではあります。

少し全然関係ない話に飛びますけれど、最初に先生がおっしゃっていた、公式的に出たことはないですけど、例えば、県という組織でいうと理想の行政マンというのは、副知事です。福祉しか知らない人間というのは行政的に言うと非常に良くない職員になります。そういう価値観というのは行政が一方にあるというのは確かに事実ですので、専門職は育てたい反面、専門職はうるさいから、あんまり発言力を持たせたくないみたいな本音というのはやはりあったかと30年近い在職経験で感じたことはあります。でも、結局現場で専門職に頑張ってもらわないと回らないということも上は理解しているので、その辺をどうやって二つのまるで相反する価値観をすり合わせていくのか。結局同じ業務をいくつか異動しているベテランの職員さんにその分野の業務のいわば指導的な物をもう任せて、ある意味そこでおっつけちゃっている感じがずっとありました。すいません。無責任な立場かもしれませんが、個人的な思い出として。以上です。

(宗澤会長)

いや、だから遅塚さんとか吉野さんとかって言う、現場経験を積み重ねて管理職になっ

ていくみたいな、そういう人事の中で生きてきた人というのが、言うなれば、もう極端に少数派になってしまったというか、もう少し経てば化石の吉野とかって言われるかもしれない。つまり、時代が変わっている中で、行政の中でなんとなくそういう専門性を担保してきたというのが消えつつあると思うのです。だから、その事態に対してきっちりこういうニーズが現場にあるということを念頭においた、仕組みとしての対応を今こそ考えざるを得ないステージに来ているのではないか。これが冒頭から私が申し上げている課題意識なのです。

皆さん御存知でしょうけれども、差別解消法に関わって言えば、職員対応要領を作った自治体は全国でわずか 21%です。また、差別解消支援地域協議会を作った自治体もわずか 6%です。つまり、人権擁護に関わる自治体が持っている良い意味での公的な権限の行使というふうなところに対して、これほど後ろ向きである我が国の現状を前にした時に、せっかく条例まで作っている本市が、もう少し踏み込んだ実効性のある権利擁護のための権限行使をできるような体制を作っていくということに、人事の面も含めて一度お考えいただきたいというのが今日の自立支援協議会の総意であるということで事務局の方よろしくお願い申し上げたいと。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に参りたいと思います。障害者相談支援指針の改定についてということですが、これについても事務局の方から御説明をお願いします。

(3) 障害者相談支援指針の改訂について

(事務局)

それでは、障害者相談支援指針の改定について御説明させていただきたいと思います。資料につきましては資料 2「障害者相談支援指針の改定について」を御覧いただければと思います。

平成 23 年 4 月に障害者相談支援指針が策定され、今年で 6 年目を迎えました。平成 25 年に改定をしてから丸 3 年が経過しております。また、先の議題で御報告を致しました、各区におけるヒアリングにおいて、虐待の対応で戸惑うことが多々あるとの報告がございました。そこで、この機会に支援の現場での問題等を洗い出し、現在の支援指針に追加するのか、あるいは、そもそも、支援指針が現場でどのように活用されているのか、といったところから把握し、今後の虐待発生時の指針として、一層の活用を図るため、現状の把握をしたいと考えております。方法と致しましては、後ほど行われます障害者虐待防止部会の方で御検討いただき、支援課、障害者生活支援センターなどの機関へのアンケート等を実施し、現状の把握、分析を行いたいと考えております。実際に改訂が行われるとなりますと、大まかなスケジュールについては裏面に案として工程表を記載させていただきましたので、御参考にしていただければと思います。また、委員の皆様におかれましては、改訂の内容によっては皆様の専門的見地から原稿の御執筆を御依頼させていただくこともあると思いますので、その時は、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

(宗澤会長)

それでは、皆様、御意見御質問等あれば、遠慮なくどうぞ。

これまで、執筆を依頼されてきた方々は、またやるのというような御意見も含めておっしゃっていただいて大丈夫ですので。

(大須田委員)

先ほどの議論と重なるのですが、私もさいたま市で相談支援のシステムを構築してきた意義というのはとても大きいというふうに思っています。システムを作る議論の中で、宗澤先生は覚えてらっしゃらないかも知れないのですが、相談支援システムをシステムキッチンになぞらえて、システムキッチンを作るところまではやったと。あとはそこで、インスタントラーメンを作るのか、ちゃんとしたフルコースの料理を作るのかは、もう現場、というふうにおっしゃられたことを今の議論の中で思い出しました。大きな仕組みの改訂は私も必要ないのではないかと考えているのですが、やはり、その指針を現場にどう繋げていくかというところの議論は、ここ数年計画相談に追われているという言い訳をしてしまうのですが、そこは支援センター側も不足していたというふうに思っています。ヒアリングでも感じたのですが、サービス調整会議については各区で、仕組みを作って、システムの中に組み込んでいるのですが、ヒアリングの中でサービス調整会議のやる意味が十分共有されず形骸化している区もあるのかなという印象を持ちました。そこはやはり、私たち支援センターがそうさせないよう働きかける力量を持っていかないといけないというふうに思うのですが、その中身、実行の所も水準というか、何を考える場なのかということもアンケートをとるとのことなので、考えて頂けたらというふうに思います。

(宗澤会長)

その他、いかがでしょうか。

(遅塚委員)

話し合いをするにはデータが少ないので教えて頂ければと思うのが、新規の追加項目の中で、新たに発生した支援課題という言葉が出てくるのですが、これはこういう項目こういう項目という、もしイメージがあつてここにこういう言葉を使っておられるのであれば教えて頂きたい。もしくは、これも含めて全部これから調査をするのです、ということなら、それでももちろん良いのですが、そのあたりを教えて頂ければと思います。よろしくをお願いします。

(事務局)

事務局です。新たに追加する内容ということで、全て挙げられないのですが、すぐに思

い浮かぶ物としては、平成 26 年度から始めている障害者の緊急一時保護事業というものを実施しておりますが、それについてはマニュアル等も作ってはいるのですが、相談支援指針、市の相談のマニュアルに載っていないというのがありますので、それについても載せる必要があるかなという様なところです。

(遅塚委員)

それは、平成 25 年度以降に改正した事業の話だと思うのですが、後ろの新たに発生した支援課題というのは何かイメージをお持ちかなという質問なのですが、

(事務局)

すいません。新たに発生した支援課題というのは、虐待の対応の表がいくつかあるかと思うのですが、今このところで挙がっているのが施設での虐待の報告が多くなっております。先の集団指導の方でもこちらの方からお伝えしたのですが、そもそも虐待かどうかというところが分からずに、そのまま報告せずに終わっているケースが多いので、いわゆるグレーゾーンというところについても全て報告をして下さい。そこで、犯罪だとか、いけないということではなく、自分たちの支援を見つめ直すきっかけにして下さい、ということで、とにかくグレーゾーンについても報告をするようにということで依頼はしたところです。虐待の件数が増え、それに対応するにあたって、どこが音頭をとってどの様な役割を担ってというところが、中ではやっているのですが、その辺について少し緊急避難先の問題だとか、そういうところにどのように連携を取っているのかということなど、正直現場では苦慮しているところなので、そちらについて追加して頂けると正直ありがたいというふうに考えております。

(宗澤会長)

そのイメージについては、施設従事者等による虐待だけではなくて、使用者による虐待も養護者による虐待も、虐待認定をされるということに対する過剰な反応というのが時としてあって、虐待認定することで、何かが始まるというのではなくて、要するに虐待をどう乗り越えていくのかということが一番大事なところですから、そういう意味ではグレーゾーンの段階から報告してもらおうというふうなことを相談支援指針の基調にするということは大変意味があるというふうに私も思います。その他いかがでしょうか。

(山口委員)

障害者総合支援センターの山口です。今のお話もそうなのですが、私たちの方も障害者就労支援を主にやっているのですが、やはりその中で収入というかお給料を貰ってきた時の搾取とか、そういった家庭内の問題とか、あと、先日起きた問題ですと、他人が入ってきて搾取されてしまうという問題があつて、そういう時に先ほどの 1 番目の議題にも伴う

かも知れませんが、他機関や他区の各所属の所との連携での見守りというのがすごく重要になってくるわけです。あくまでもグレーなので、本人から聴取したところで分からなかったのですが、そういう場合に色々な機関がその家庭を見守っているというか、目が入っているということが一つの防止にも繋がると思っていますので、そういった意味でも指針を作るうえで、そういった連携とかソフトな入り方とか、そういうところを踏まえて頂けたらいいかなと思います。先ほどの1番目の問題ではないですが、そういう時には、行政の方のところでの連携というのが少し利用して頂けるかなと思っております。特に、例えば生活保護とか、高齢者世帯とか、障害者世帯は、全てに伴うところがあります。さらには、民生委員さんとか地域の見守りといった地域支援の必要性というのも出てくるところもありますので、そういう時にはかなり広範囲の方たちの連携というのが必要になってくるので、そういう時に行政というものをもしかしたら活用して頂けるのかなというふうにも思います。以上です。

(宗澤会長)

私からの要望で申し上げますと、この後虐待防止部会があつて、権利擁護センターの竹内さんと今年度の研修の打ち合わせもすることになっているのですが、今年研修2回程引き受けてくれみたいな御依頼があつたのですが、その時研修の最後に試験をやってやろうかと思う位、腹を立てているのです。つまり研修の成果みたいな物を全く問われない所で適当に受けるという、これはもうないだろうというふうに思っていたぐらいなのですが、その相談支援指針にあらゆるケース、あらゆる局面、あらゆる状況に対応するようなその手引きを設けるというのはね、これはあり得ない話ですよ。つまり、相談支援指針に総合的な対応を念頭に置いた内容を担保するということはするとしても、現場で何を求めているのか。つまり、目も通していない部分が大半であつて改訂をするというか、改訂をする方としてはものすごい矛盾を感じます。虐待の所しか目を通してないという現実があつて、では相談支援指針に何を求めているのかというか、その部分をはっきりさせてもらった上で、今回の改訂に臨みたいというふうに思っていますので、その部分の現場のニーズの確認というのは確かにやっていただきたいというふうに思います。他いかがでしょうか。それでは、これはスケジュールを見てもこれからの話になっていくと思いますので、随時作業が進んだ段階で課題の確認をしながら前に進めるということによろしいですか。それでは相談支援指針の改訂については以上で終わります。

それでは、その他のところで資料がいくつか出ているかと思いますが、コーディネーター連絡会議の大須田さんからどうぞ。

(大須田委員)

資料3の方で、昨年度のコーディネーター連絡会議の事業報告、それから今年度の事業計画、それから補足資料が2点です。あと昨年度の障害高齢福祉支援機関相互の連携によ

る高齢障害者等への支援のあり方についてという研究事業があったので、その報告をさせていただければというふうに思います。

まず、昨年度のコーディネーター会議の主な取組としては大きく分けて3点です。1点目は、昨年度地域自立支援協議会の方にサービス調整会議の検討事例を通じて、障害のある方が抱えている課題について、報告を行わせていただいています。特に精神的な不安定さや粗暴行為等がある方の事例が複数あるので、その生活の立て直しのためのシェルター機能等が必要であるということや、事例の多くが児童期に課題を抱えているという現状把握もしていますので、切れ目のない支援の具体化を進めることについて提起を行わせていただいています。それから、権利擁護部会を年5回開催しているのですが、その中で特に事業所内で発生した虐待に関わる支援センターがどう中立性を保つかということへの課題提供を行わせていただきます。2点目は、私たち相談員の支援力量を高める取組について、学習会を実施したという報告です。それから、3点目はつながり支援というさいたま市で平成20年度から取り組んでいる福祉サービスや支援につなげていない人たちの実態把握の活動を特に昨年度は高齢世帯について事例の集積等を行っているという報告です。細かいところは、読んでいただければというふうに思います。

その点を踏まえて5ページ目ですが、今年度のコーディネーター会議全体の事業計画です。2番目に重点方針を3点挙げています。今年度特に、1点目の切れ目のない支援体制の構築を進めるために児童期に関わる相談養育支援の実情把握を行い、早期発見と繋がりを作り出していくことを目的に、事例の集積や課題分析を進めていきたいと思っております。また、今年度自立支援協議会の中で明らかとなった課題を提起させていただければというふうに考えております。これについては、服部委員の方から少し補足で障害のあるお子さんの相談支援の実施状況について報告をお願いできればと思っております。

(服部委員)

浦和区障害者生活支援センターの服部と申します。よろしくお願いいたします。私の方から、児童期に関わる相談療育支援の実情の把握を行うという今年度の重点方針に重なりながら、今現在児童の計画を立てている事業所が抱えている現状と課題というところで御報告させていただければと思います。資料は11枚目、参考資料障害児相談支援事業所の抱える現状と課題についてというのと、2つ戻っていただいて9、10ページがその参考のデータとなっております。コーディネーター連絡会議でも今年度切れ目のない支援を繋げるために、最初の児童期に注目をしていこうという話が出ている中で、実際さいたま市の障害児の相談支援事業所が抱えている現在の状況というものも、皆さんにお伝えして共有できればと思っております。さいたま市内に公立の児童発達支援センターがいくつかあるのですが、資料9、10を見て頂きますと、こちら社会福祉事業団が委託を受けております児童発達支援センターのそれぞれの昨年度の実人数の数になりますが、どこの事業所も職員一人に対して100ケース以上の児童の計画を担当しております。児童の場合、半年ごとの

モニタリングなどがありますので、実際一年間、計画だけで終わってしまって保護者の方が、自分の子どもは療育を必要とする障害を持って生まれてきたという一番大事なところへの受容の部分に丁寧に関わっていくという状況が厳しいなという声が現場から上がっております。児童の相談事業所、一応対象年齢 18 歳までというふうにしておりまして、毎年未就学児で療育について新しく計画を立てる子どもたちが 30 名程新規で入園をしてくるので、どんどん相談支援専門員の担当のケース数が増え続けているというような現状です。こちらの方を、市内の特定事業所で児童相談も指定受けているという所とどのような連携をしていくことによって、初期段階の児童の療育の丁寧な関わり、そこが丁寧に関われることで、成人期になった時により良い支援の結果がもう出てくるのかなというのが私どもの現場での相談の中では見えてきているところがございますので、この質の担保と専門性の担保とあと、計画をこなしていかななくてはいけないという所の現状が今現在課題になっているかなというのをお伝えできればと思って、参考に載せさせていただきました。以上です。

(大須田委員)

今年度の自立支援協議会の中でもコーディネーター会議の方から、課題提起の方を行わせていただければと思っています。

続いて 12 ページの話ですが、昨年度、南区に基幹センター 2 カ所目が設置をされて、障害高齢福祉支援機関の相互の連携による高齢障害者等への支援のあり方の研究が、実施をされています。あわせて、コーディネーター連絡会議の調査研究委員会においても、高齢分野の課題を検討するというので、本日その概要について御報告をさせていただきます。

まず今回各センターで、障害のある御本人が 65 歳以上である、または介護保険の 2 号認定、40 歳以上で介護保険の認定を受けているという方の事例の集約を中心に行いました。それからもう一つの事例としては、高齢の御家族と障害のある方の世帯で問題を抱えている事例の集積、二つのテーマで行っています。まず、一点目の障害のある御本人が介護保険の利用等に繋がっている事例についてですが、事例としては身体障害の方、精神障害の方が約それぞれ半数ずつぐらい事例として抽出されております。3 の 1 の②の事例の状況ですが、精神障害の方で以前障害福祉サービスを利用していたのですが、65 歳未満の方だったのですが、介護保険の特定疾患に該当したため、介護保険は申請したのですが、障害福祉サービスを利用していた時と比べて、利用できる時間数が短くなってしまったということで、介護保険に移行したことへの不安が出されているという事例ですとか、あとは、御本人が 65 歳になったので、介護保険を申請した際に、家族もいるし、掃除等をしてほしいならば、業者を頼んだ方が良いのではないかというふうに言われたというような事例、それから、65 歳になって介護保険の利用に移行したことで、1 割の利用料負担が発生して、御本人がとても不安を抱えているという事例などの報告がありました。

課題としては、介護保険が制度上優先されるのですが、他の事例では、障害福祉サービ

スの新たな申請が認められなくて、御本人の実態に合った支援が利用できなくなったという報告もありました。それから連携の課題で、なかなか介護保険に移行するときにキーパーソンが作りにくくなるというような課題意識も支援センターの方からは報告がありました。それから、二つ目です。高齢の御家族と障害のある方の世帯で問題を抱えている事例について、15 事例今回抽出をしています。概要としては、高齢の御家族と同居している障害の方、特に精神障害のある方が9事例と多くなっていて、中には治療等に繋がっていない事例も含まれています。同居している御家族が高齢だったり、親御さんが亡くなったことで、ごみ屋敷状態になっているとか、収入が無くなってしまっという生活上の問題が起きている事例が抽出されています。14 ページの方を見て頂いて、特徴的な事例としては、80代の親御さんと50代のお子さんが二人世帯で、親御さんの年金で生活をしているということで、御本人は御自宅に籠りがちであるということ、今後御家族がいなくなった時に、生活が破たんしてしまうので、今支援センターの方が関わりを始めているという事例等が報告されています。3の課題となっていることとしては、御家族が長年、御家族だけで御本人の生活を抱えている事例が多く、親御さんの高齢化、それから、亡くなったことで問題が顕在化しているという事例がほとんどであります。そこへの支援をどういうふうに届けていくかということが課題として、明らかになっています。4点目について、今日はあくまで報告なので、この点についてはどこか別の検討の機会を後日持っていただければというふうに思っていますが、大きく2点です。まずは、介護保険に移行した際の御本人に不利益を生じさせない支援体制の構築ということが今後必要ではないかというふうに考えています。特に、御本人が65歳を迎えるにあたっては、支援課、高齢介護課、それから民間の支援センター、包括支援センター等で連携をして、その人にとって必要な支援を共有する機会を、現状でも作ってはいるのですが、改めてその必要性を高齢分野とも共有することが必要だというふうに思っています。それから二つ目ですが、各区で開催されているサービス調整会議、それからつながり支援の取り組みを高齢分野にも広げて取り組めないかということを考えております。各区の支援課と支援センターで、つながり支援の検討は、最近でも年2回か1回やるというふうに年度当初確認しておりますので、そこに、高齢分野の方も参画できるような要請ができないかということを考えています。今日は御報告までということで、以上終わりになります。

(宗澤会長)

ありがとうございました。ただいまのコーディネーター連絡会議の御報告に関して、皆様から何か御質問や御意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(大須田委員)

昨年度、自立支援協議会の中で、シェルター機能、宗澤先生の方から江東区の取り組みの御紹介があって、今年度視察に行くということでしたが。

(宗澤会長)

これから計画しようかと思っているのですが。

(大須田委員)

ぜひ実現できればということと、もう一点、今年度から2課体制になって、自立支援協議会で報告されたことが政策委員会にどういうふうに繋がっていくかということなのですが、ここで質問することではないのかも知れないのですが、その点について、教えて頂ければと思います。

(宗澤会長)

いや、政策としての課題についてはこうだということをここで言って明らかにされれば、それは政策委員会に繋げて頂けるわけですね。だからそういう意味では、これまでと特に変わりはないと思います。

65歳問題についてサービス調整会議開いて、つながりをどのように作っていくのかという問題もあるのだけれども、要するに、いわゆる65歳問題で障害福祉サービスから介護保険サービスに移行するに伴って、どうしても制度的に出てくるギャップというか、そのギャップはあるのだけれども実質的にそれを大きな問題にさせないための、なんかそのサービス調整会議みたいなものが課題だということなのか、その辺のその課題の焦点というのは、どうなっているのでしょうか。

(大須田委員)

制度的に介護保険が優先なので、そこは私たちの力では何とも変えがたいことではあるので、とにかく、御本人に不利益にならないように私たちができることはサービス調整会議でとにかく御本人の実態を高齢分野に伝えていく、もちろん私たちも手を離すべきではないのですが、もう一つは御本人の実態に合わせて、障害福祉サービスの利用が本来必要な障害福祉サービスの支給決定を柔軟に行ってほしいということです。是非、補足等あればお願いします。

(宗澤会長)

つまり、機械的に介護保険サービスに移行した時に、その人の基本的な生活を支えられないというふうな場合には、障害福祉サービスの支給決定をしていくというその手立てというものを、ケースバイケースだけれども、講じるということを原則的に考えておいた方が良いのではないかと、それは私も全国の市町村で聞きますね。やはり、そうしないと死んじゃうみたいに考えたから支給決定したというケースはこの間もいくつか聞きました。だから、国の制度の問題は、問題としてあるのですが、当面市町村としてどう対応してい

くのかというふうな方針は現実的に少し考えておく部分があるのではないかという気は私もします。

それから、児童のところでは御報告があった部分ですが、障害の受容の問題だけではなくて、日本の子どもというのは6人に1人が貧困にさらされていて、かつ、今障害の受容という時に、発達障害が増えていることから、以前よりも支援課題が非常に難しくなっているというのが現場であるはずで、ここでその一人の相談支援専門員が100ケース担当しているというのは、日本の相談機関って全部そうですがクレイジーですよ。はっきり言って100ケース担当して全部にちゃんと対応しろ、なんてあり得ないですよ。そんなの絶対無理。もしそれできたとしたら聖徳太子ですよ。だからこれは私の要望ですが、100ケース担当していることの実態を今一つつまびらかにして頂きたいというふうに思うのです。結局その一つには、就学前の対応に関わっていますから、言うなれば子どもたちの長い人生の何というか、初期段階に関わる支援に非常に不十分な事態が生まれるということはダメージが大きいわけです。だから、ここで100ケース担当しているということの不十分さというものを、もう少しはっきりして頂いた方が、施策の課題を明らかにするうえで、これは必要不可欠な問題ではないのかという気が私はします。つまり100ケース持って頑張っているのよって、それで話を済ませる、なんかそういう話ではないだろうというふうに思うのです。ここは、次回の時にでも、是非よろしく願いいたします。その他いかがでしょうか。はい、杉山さん。

(杉山委員)

先生の部分と同じなのですが、公立の児童発達支援センターの一人の相談支援専門員が100件以上とのことなのですが、生活支援センターや障害児相談支援とか特定の相談支援事業所の相談支援専門員さんもおたぶん100件程度持ってらっしゃると思うのです。自分の所でも聞いたら、130~140持ってらっしゃる方とかもいると聞いておりますので、こちらの方も調査の方をして頂けたらと思います。

(宗澤会長)

あの、生活保護のケースが以前支援者一人あたり80ケースだった気がします。

(遅塚委員)

市が80でしたっけ。

(宗澤会長)

何か定めがありましたよね。社会福祉事業法に。

(遅塚委員)

郡部が 65 か。

(宗澤会長)

その時代の時によく言われていましたけれども、担当しているケースの全てが動いているケースではないというか、要するに、今直ちにワーカーが対応していかなければならないケースというのが 100 ケースなら 100 ケース全てではないという実態もある可能性はあるのですが、私がこの児童の領域で目に留めたのは児童の領域というのは、就学前の段階だと 100 ケースあったらかなりの部分に対応していかないと駄目だというふうに思うのです。つまり、成人でもう暮らしのパターンなりが一定程度落ち着いているといものではなくて、子どもの成長と発達の最も著しい時期で、それから親御さんの障害の受け止め方についても最も落差の出ているライフステージです。場合によっては障害のある子どもの出産を契機に夫婦仲も悪くなっていくみたいな、動きを見せていくケースも含めているところだから、そこに就学をどうするのか、就学支援委員会の相談を含めてどう対応していくのか、というものすごく動きのあるライフステージに 100 ケース持っているというのはね、これは大人とは少し異質の問題があるというふうに考えるのです。だからその重みを少し念頭に置いての要望だということは御理解いただきたいと思います。

それではなかなかコーディネーター連絡会議ですので、割り切れない問題を多々抱えておられるところを率直に御報告いただいたということで、施策の課題について明確にすべきものはちゃんと明確にしていくということは、自立支援協議会の一つの役割として当初から重要な役割と認識していますので、そういった課題提起も含めて今後ともどうかよろしくをお願いします。それではその他事務局から何かございますか。

3. その他

(事務局)

それでは事務局の方から 2 点ほど御説明させていただきたいと思います。まず 1 点目は資料の最後にお話ししました、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の付与等に関する法律における個人番号の収集についてでございます。これは報酬を今回受け取られない方については対象外になるのですが、こちらの方も個人番号申告書の方を個人番号の数字等の写しを添えて、これから返信用封筒の方も後でお渡しいたしますので、返信用封筒へ申告書と写しの方を郵送して頂ければと思います。大変申し訳ないのですが、昨日政策委員会の方でも提出されているかとは思いますが、課が違うものですから、申し訳ないのですがこちらの方にもまた同じものを出していただければと思います。これは個人情報になりますのでなかなか課をまたがって、というのは難しいところがありまして大変申し訳ございませんがお願いできればと思います。

2 点目なのですが、次回開催についてでございます。次回開催については 11 月頃の開催を予定しております。まだ詳細な日程が決まっていないので、決まり次第御案内した

いと考えておりますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

4. 閉 会

(宗澤会長)

それでは以上をもちまして第4回さいたま市地域自立支援協議会を閉会させていただきます。委員の皆様には会の進行に御協力いただいたこと、誠に感謝申し上げます。どうも御苦勞様でした。

以上